

私は、リベラル香川を代表して、県政全般事務に関わる諸課題について質問し、知事、病院事業管理者、警察本部長の御見解をお聞きします。

質問に先立ち、一言申し述べたいと思います。

世界の人口は2019年の77億人から2030年には85億人、さらに2050年には97億人へと今後も人口が増加していく一方で、我が国、そして、我が香川県は、申すまでもなく人口減少時代に突入しています。

一般的に、人口は、国や地域の勢いを示す指標、バロメーターといわれています。実際、社会の多くの基準に人口が用いられており、地方自治体においても、税収をはじめ、地方交付税にも直結し、行政需要の算定や財政力に大きく影響しています。

今後も人口減少が続く中で、これからの香川県を見据えたとき、県民1人1人が生活しやすい環境をどうつくるか、都会に行かなくても地元で働き、安心して子供を産み育てられる雇用・労働環境をどうつくるか、そして、特に、地方においては、豊かな自然を次世代にどう守り伝えるかが、行政に投げかけられている大きな課題であります。

県民が夢や希望を持ちながら、心豊かに住み続けることができる地域社会を実現するためには、人口減少時代に適応した行政の持続可能性を探りつつ、国の方針に偏り過ぎることなく、地方自治体がいかに自分で考え、きめ細かな政策を打ち出していけるかがどうか、今後、地方が生き残る道ではないかと考えます。

こうした中、私は、今改めて、地方自治体、中でも、都道府県の果たすべき役割が問われているように感じています。

平成の大合併で、全国の市町村数は約3,200から1,800へと再編されました。しかしながら、1,800自治体のうち、人口1万人未満の市町村が3割弱、3万人未満で6割弱、5万人未満で7割を占めています。本県においても、現在、17市町のうち10万人以上は高松市と丸亀市のみ、一方、12市町は5万人未満の自治体です。

こうした合併の結果、どれだけの市町が規模・能力の充実した総合行政主体となり得ているのでしょうか。確かに、合併により組織が大きくなった市町もあり、その一方で、県が果たす補完機能が縮小し、より広域的な役割が求められていることも否定はしませんが、今の県全体を眺めたとき、島嶼部や過疎地域、小規模自治体と都市部との行政格差は残ったままです。

実際、合併後において、単独市町で処理が困難な行政サービスは、市町間で定住自立圏や連携中枢都市圏の形成などにより連携を強めてきましたが、その結果として、同じ圏域内でも、機能の集約化・コンパクト化を進めることにより、周辺部と都市部で行政サービスの提供格差が広がっているようにも感じます。

今後も、各市町が相互協力的に地域の行政サービスを支えていくことは重要な視点ではありますが、市町間で補えない事務については、市町の自律性に配慮しつつ、また、市町の自助努力を前提に、県が事業の執行を補完する仕組み、例えば、人材確保が困難な専門分野における人的支援や県による事務の受託など、県が果たす「補完機能」としての役割が、今改めて、重要になってきていると感じます。

私は、今回の代表質問において、こうした人口減少下での地方自治体の持続可能性、また、県と市町との連携のあり方を強く意識しまして、質問させていただきます。

質問の第1点は、**地方一般財源の充実と持続可能な財政運営**についてであります。

地方財政計画における一般財源総額については、地方の安定的な財政運営を確保するという理由の下で、平成23年度以降、前年度を下回らないよう実質的に同水準を確保する、いわゆる「地方一般財源総額実質同水準ルール」が導入され、当面、令和3年度まで維持されることとなっております。この間の一般財源総額の推移を見ますと、消費税率の引上げに伴う社会保障の充実に相当する上乗せ分などを除いて、このルールの下で平成22年度の59兆円を目安に同水準で維持されてきています。

反面、国は、「このルールの下でこれ以上は一般財源総額を増やさない。その中で地方は歳出をやりくりしろ」と言っている訳でもあり、地方の財政需要、言い換えれば必要な歳出が地財計画上、適切に確保されているかどうかとなると、よく考えてみなければなりません。こうした観点から、このルールの発射台となった平成22年度と今年度の地財計画上の歳出の内訳を比較しますと、社会保障関係経費が大幅に増加（+3.1兆円）する一方で、公債費や給与関係費が大きく減少（▲2.9兆円）し、また、地方単独事業は横ばいとなっています。分りやすく言えば、同水準ルールの下で、地方は社会保障関係経費の伸びを行革などの歳出削減努力などにより賄っており、地方独自の施策に要する経費は据え置かれているということになります。

では本県の状況はどうかと言いますと、本県に必要な一般財源総額は、概ね地方交付税算定の際に、基準財政需要額といった形で見積もられます。そこで、平成22年度と30年度の基準財政需要額を比較しますと、全体では2,352億円が2,325億円となり26億円の減、内訳では、臨時財政対策債の元利償還に必要な公債費が135億円の増、高齢者保健福祉費、社会福祉費、衛生費など社会保障関連の項目が109億円の大幅な増となっている一方で、これら以外の項目では、測定単位や単位費用の減などで、小・中・高等学校の教育費が64億円の減、包括算定経費が44億円の減、臨財債以外の公債費が41億円の減など総額で270億円の大幅な減少となっています。つまり、本県でも、一般財源総額、基準財政需要額が伸びない中において、累増する臨財債の償還費と社会保障関係経費の地方財政措置は確保されているものの、その他の経費が大幅に削減され、帳尻を合わせられていることが分ります。

私は平成24年6月の代表質問で、「基準財政需要額の測定単位の多くに人口が使われていることから、人口減少が進めば基準財政需要額が小さくなると思われる。そうなる地方自治体の行政水準もどうすべきか議論が必要となるが、どう考えているか」と質したところ、知事からは「総人口の減少は基準財政需要額を減少させる要因とはなるが、人口以外の測定単位や測定単位の数値の見直し、新たな行政需要の増加などがあるので、必ずしも人口減少に比例して基準財政需要額が減少するものではないのではないか」との答弁がありました。しかし、今申し上げたとおり、平成22年度以降の推移を振り返りますと、全国マクロ、本県のいずれにおいても同水準ルールの下で総額としての一般財源は大きく増減しないものの、中身を見ると、社会保障関係経費や臨財債の償還費用といった義務的経費に充てられる割合が大幅に増やされる一方で、これら以外の経費は見合いで削減され、地方が本当に自由に使用できる一般財源は大きく減って財政の硬直化が進んできていると思います。地方が地域で直面する様々な課題に対応しつつ、安定的に財政運営する上で十分とは言えないものと考えますが、この点について知事はあらためてどう評価するのか、お答えください。

さらに財務省は、財政制度等審議会において、人口減少に応じて令和7年度までに一般行政職員を3万人削減することが可能とする試算や同水準ルールの下で税収が伸びて剰余財源が生じた

場合には地方の借金のみならず国の借金返済に活用することなども問題提起しており、今後も地方の一般財源総額の伸びの抑制に力を入れようとしております。行財政改革や地方財政の健全化への取組みの必要性を否定するものではありませんが、行き過ぎた歳出削減は地方の衰退を加速させます。地方の行革努力や地方が必要とする財政需要の実情を全国知事会などを通じて国に強く訴えかける必要があると思いますが、全国知事会の地方税財政常任委員会の委員の立場でもある知事はどう取り組まれるつもりか、お答えください。

もう1点お尋ねしたいのは、財政運営の持続可能性に関する知事の考えであります。

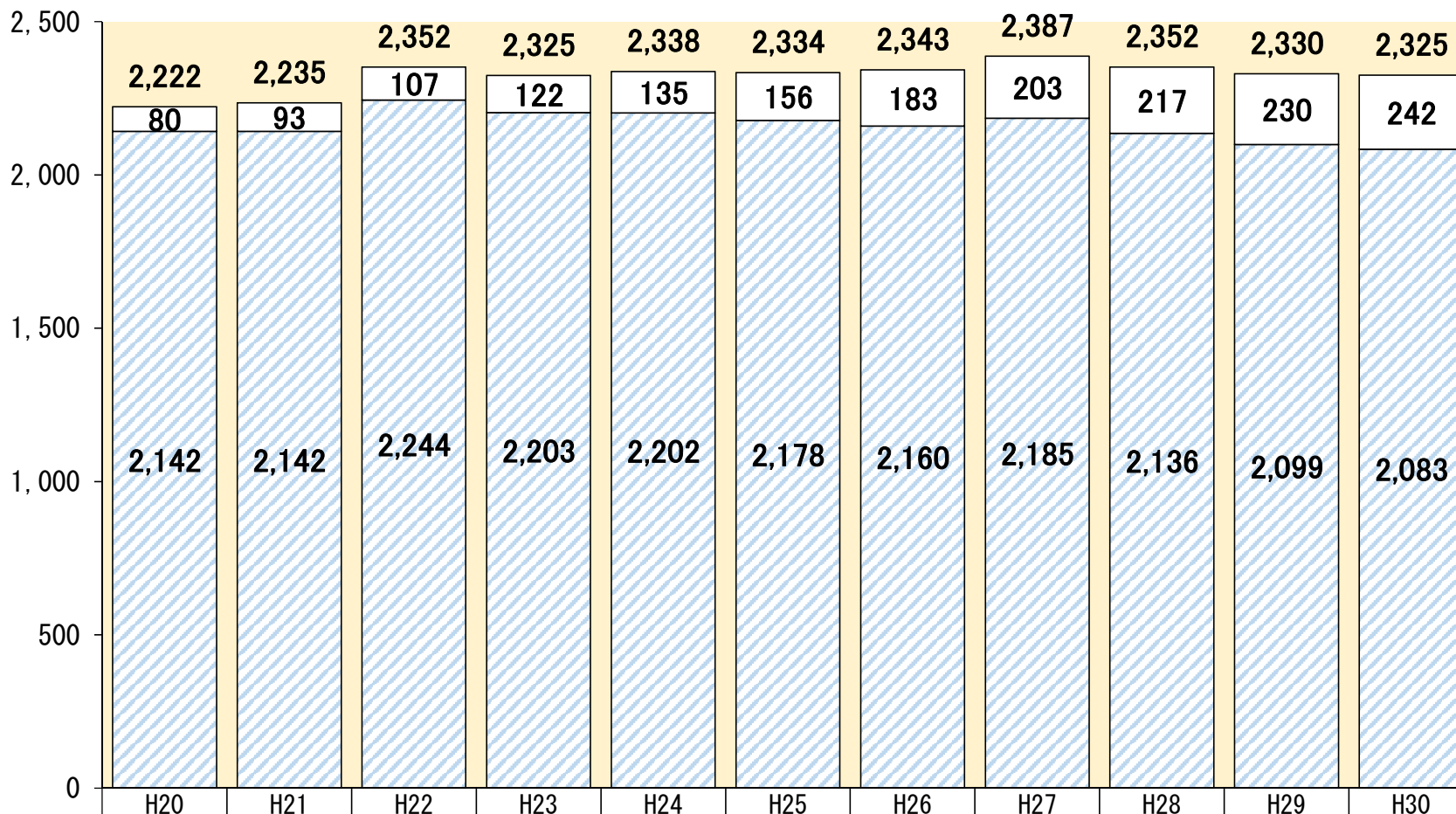
新潟県は今年2月、今年度から令和5年度までの5年間で年平均220億円の収支不足が見込まれ、令和3年度には財源対策用基金が枯渇して収支不足が埋めきれないと公表しました。先月には、知事、副知事、部長級、課長級職員の給与・ボーナスを20～5%カットする方針を表明し、議員報酬を削減する条例案も9月議会に議員発議で提出される予定であると伝えられております。新潟県は平成27年度以降、財源対策用基金を取り崩し始めるなど財政悪化が顕在化しており、その主な要因を、歳入面での地方交付税の大幅な減少、歳出面での社会保障関係経費の大幅な増加などと分析しています。地方交付税の減少には、人口減少に伴う基準財政需要額の減、包括算定経費の単位費用の減、歳出特別枠の廃止、公債費に対する交付税措置の縮小などが影響し、とりわけ交付税措置されない公債費の増加が今後の財政状況を悪化させて令和4年度には起債許可団体に転落すると見込まれているとのこと。このため、新潟県では人口動態・歳入規模に見合った歳出構造への転換に向け、一般職員の賃金カットなど人件費の縮減、県単独補助金の見直し、投資事業の事業量見直しなど、県民・職員に痛みを伴う改革方策が検討されており、来年度から実行されるようであります。

新潟のような財政悪化の要因は本県にも当てはまる地方財政の構造的な問題であることや本県のここ5、6年間の財源対策用基金の減り方や将来負担比率の推移をみますと、本県でも今後急速に財政悪化が顕在化するのではないのか危惧しております。現に、本県の財源対策用基金残高は今年度9月補正での積立後で225億円、平成27年度末残高から170億円も減少しており、今のような財政運営を続けると、あと数年で枯渇して予算が編成できなくなると思います。また、交付税措置がない県債など、県が負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する大きさを示す将来負担比率は、平成27年度に190.2%で全国平均を上回った後、わずか3年間で9ポイント悪化して30年度には199.2%となっており、今後、公債費が大きな財政負担になることも見込まれます。

そこで、本県においても歳出面では社会保障関係経費や公債費が増え続け、歳入面では一般財源総額の増加が当面期待できず、基金を取り崩さなければならない苦しい財政状況の中で、これまで以上に計画的な財政運営をしていかなければならないと思いますが、知事は持続可能な財政運営にどのように取り組んでいこうとしているのかお答えください。

### 基準財政需要額の推移（香川県）

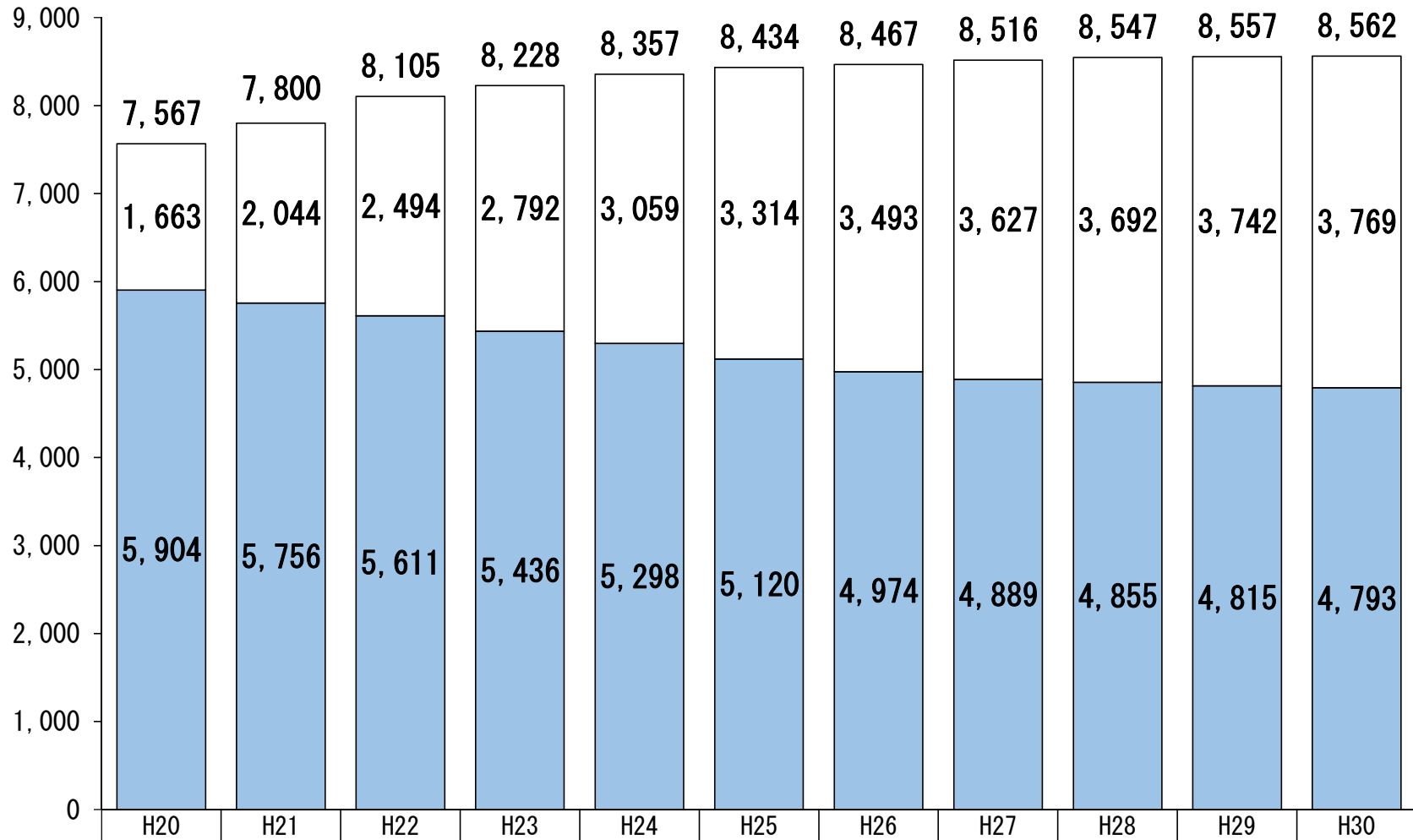
(億円)



|                     | H20   | H21   | H22   | H23   | H24   | H25   | H26   | H27   | H28   | H29   | H30   |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 基準財政需要額<br>(臨財債振替前) | 2,222 | 2,235 | 2,352 | 2,325 | 2,338 | 2,334 | 2,343 | 2,387 | 2,352 | 2,330 | 2,325 |
| □ うち臨財債に係る公債費       | 80    | 93    | 107   | 122   | 135   | 156   | 183   | 203   | 217   | 230   | 242   |
| □ うち上記以外            | 2,142 | 2,142 | 2,244 | 2,203 | 2,202 | 2,178 | 2,160 | 2,185 | 2,136 | 2,099 | 2,083 |

## 県債残高の推移（一般会計決算）

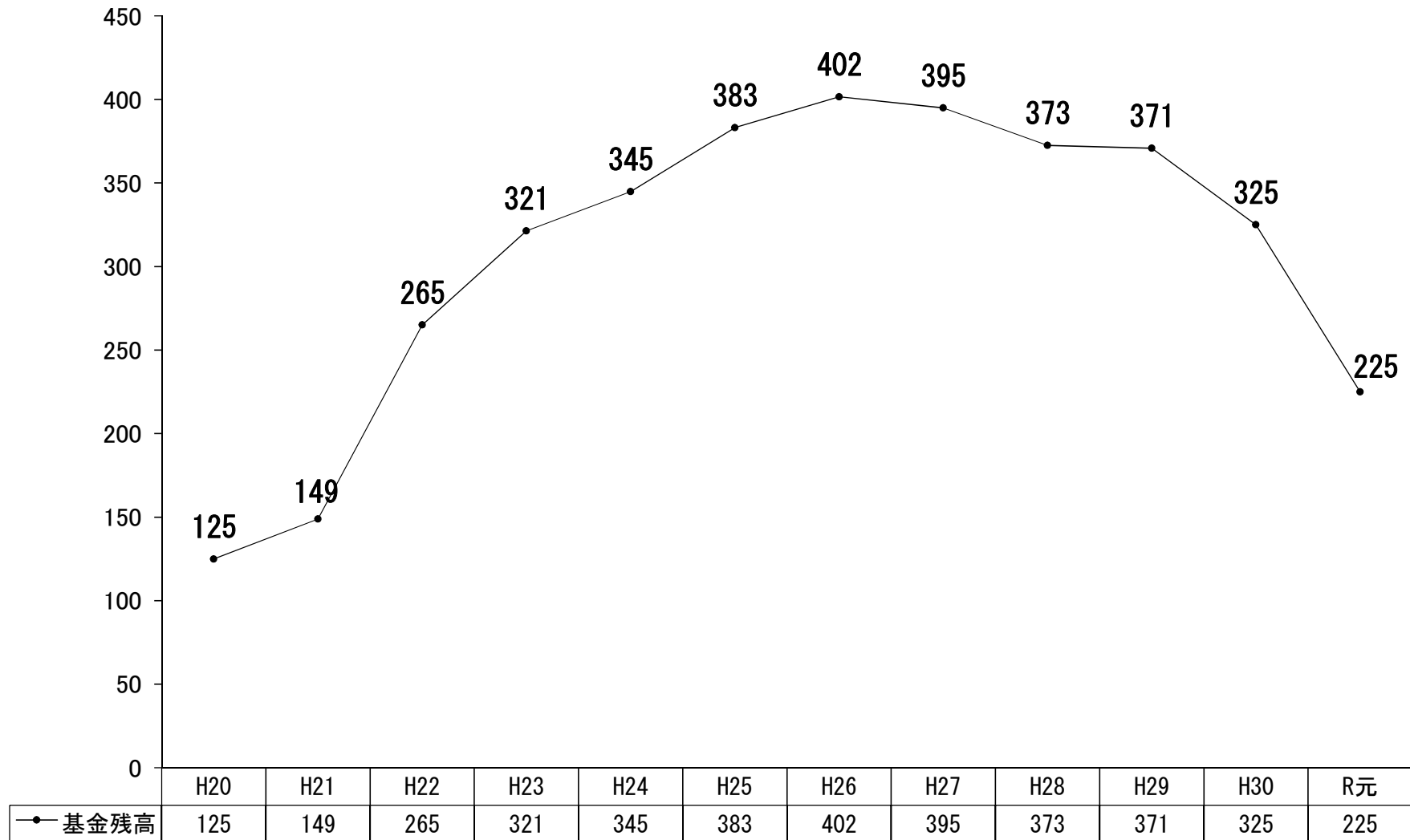
(億円)



|          | H20   | H21   | H22   | H23   | H24   | H25   | H26   | H27   | H28   | H29   | H30   |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 県債残高     | 7,567 | 7,800 | 8,105 | 8,228 | 8,357 | 8,434 | 8,467 | 8,516 | 8,547 | 8,557 | 8,562 |
| □臨時財政対策債 | 1,663 | 2,044 | 2,494 | 2,792 | 3,059 | 3,314 | 3,493 | 3,627 | 3,692 | 3,742 | 3,769 |
| ■通常債     | 5,904 | 5,756 | 5,611 | 5,436 | 5,298 | 5,120 | 4,974 | 4,889 | 4,855 | 4,815 | 4,793 |

## 財源対策用基金残高の推移（一般会計決算）

(億円)



※財政調整基金及び県債管理基金の合計額

※R元は9月補正での決算剰余金積立を反映した後の年度末残高見込み

## (浜田知事答弁)

リベラル香川代表 三野議員の御質問にお答えいたします。

まず、地方一般財源総額の充実と持続可能な財政運営についてであります。

本県財政は、議員御指摘のとおり、地方財政計画の歳出や基準財政需要額が抑えられ、地方交付税をはじめとした一般財源総額が伸び悩む一方で、累増する社会保障関係経費への対応はもとより、防災・減災対策や人口減少対策などの課題に責任をもって取り組んでいかなければならないことを踏まえると、安定的な財政運営に必要な財源が、十分に確保されているとは言えないものと考えております。

こうしたことから、私も委員となっている全国知事会の地方税財政常任委員会において、一層の財源確保の必要性などについて議論したうえで、国に対して、社会保障関係経費の増嵩分について、地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきたことや地方の役割が増大し、財政需要が増えている実情を訴えるとともに、

地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額が確保・充実されるよう、要望や提言を行ってきたところであり、今後さらに、強く働きかけてまいりたいと存じます。

また、社会保障関係経費や公債費がさらに増加することが見込まれるとともに、財源対策用基金の残高が減少するなど、本県財政が一層厳しさを増している中、大幅な事業の見直し等により、県民生活や県内経済等に大きな影響が及ばないようにするためには、これまで以上に計画的な財政運営を行うことが必要であると考えております。

このため、毎年度行っている「財政運営指針」の見直しにおいて、指針の対象期間に加え、今後5年間の収支見通しをあわせてお示しいたしますとともに、

その中で見込まれる財源不足額をどのように解消できるか、施策の有効性の観点等からの全庁的な事務事業の見直しやスクラップ・アンド・ビルド、経費節減の徹底、事業の平準化などについて、懸命に検討しているところであります。

私といたしましては、こうした検討を進めることにより、計画的で持続可能な財政運営が図られるよう努めてまいります。

質問の第2点は、**森林環境譲与税を活用した森林管理のあり方**についてであります。

本県の林業を取り巻く環境は、森林所有者の事業意欲の低下や林業就業者の減少、そして高齢化により、一層厳しさを増しており、管理の行き届かない森林の荒廃が進んでいます。荒廃した森林は、自然涵養や環境保全の能力が低下するだけでなく、豪雨などによって土砂災害を起こしやすくなります。また、森林の荒廃はいわば水源地の荒廃であり、下流の利水や治水にも大きな影響を与えます。

こうした中、平成30年度の税制改正で、森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税の創設が盛り込まれ、森林環境税は、5年後の2024年度から賦課徴収することとされておりますが、森林環境譲与税の譲与は、森林現場の諸課題にできる限り早く対応するため、今年度から、新たに創設される森林経営管理制度と合わせスタートしています。

私自身、塩江の生産森林組合の組合員として細々と取り組んでおりますが、国有林や公有林はきちんと整備されている一方、民有林は放置された状況であり、この度の安定財源で森林を整備することは、山に携わる人たちにとって一定の方向性が見いだせるのではないかと期待しております。

しかしながら、森林環境譲与税や森林経営管理制度自体は、しっかりとした理念の下で設計されているものの、本県、特に市町の林業行政の実情を見たとき、本当にこの財源を効果的に活用して、期待する管理ができるのか、不安に思うところがあります。

県の試算では、今年度、県に譲与される額は約1,500万円、各市町に譲与される額は約40万円から約2,200万円、そこから段階的に増加するとはいえ、満年度となる2033年度以降でも、県は約2,300万円、各市町は約150万円から約7,700万円にとどまり、いくら地域の実情に応じた森林整備に充てることができるといっても、一つの市町が満年度150万円ですらうまく管理ができるのかと思います。

また、新たな森林経営管理制度は、森林所有者自らが適切に経営・管理できない場合、林業経営に適した森林であれば、市町が計画を作成し必要な権利を取得した上で、意欲と能力のある林業経営者に経営を委託でき、一方、林業経営に適さない森林や林業経営者に委託するまでの間の森林は、市町が自ら管理するというものです。

私は、市町が林業経営に適する森林を選別し、一つ一つ計画を作り、権利を設定して管理委託をしたり、採算のとれない森林は自分で管理するよう求めても、知識やノウハウを持った職員が揃えられず対応に困るのではないかと、また、市町によっては、一つの山であっても採算のとれる森林と取れない森林で虫食的に整備されるのではないかと、一方で譲与額は限られており、結果として、県全体の森林管理が適正に進まないのではないかとこのことを危惧しているのであります。

こうした中で、県全体として、いかに森林を守り、育てていくのかということ考えたとき、県が補完機能を発揮して市町の管理を受託するとか、また、一つの市町単独で行うのではなく、流域単位や近接した市町で連携して行うこと、あるいは、県で一つの共同管理組織を設立するとか、そういった大きな主体で効率的・効果的にやっていくことを「県主導」で考えていただきたいと思っております。この点、制度創設当初の今だからこそ、また、県土面積、森林面積の小さい我が県だからこそ、「本県独自」の持続可能な森林管理システムをしっかりと構築していただきたいのであります。



そこで、申し上げた視点を踏まえ、今後、各市町と密接な連携を図りながら運用を検討すべきであると考えますが、現時点での各市町における森林環境譲与税の活用見込みについてお伺いするとともに、森林経営管理制度の実効性ある実施にあたり、今後、県としてどのように取り組んでいくお考えか、知事にお伺いいたします。

## (浜田知事答弁)

次は、森林環境譲与税を活用した森林管理のあり方についてであります。

森林環境譲与税は、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設され、県や市町は、「森林経営管理法」に基づく新たな森林管理制度の運営のほか、人材育成や木材利用の促進等に活用することとなっております。

県では、各市町が森林環境譲与税を効果的に活用できるよう、市町担当課長会などにおいて、助言や情報提供に努めているところであり、今年度、県内市町は「森林経営管理法に基づく森林所有者への意向調査」や、「間伐等の森林整備」、「木材の利用促進」などに森林環境譲与税を充てるほか、基金への積立てを予定している市町も多い状況となっております。

一方、県内の市町は、林業の専門職員を配置しておらず、多くの市町において、担当職員が他の業務と兼務している状況であり、議員御指摘のとおり、知識やノウハウを有した職員が必ずしも十分に確保されているとは言えない状況であります。

このため、県では、各市町の森林行政への技術的な支援に加え、今年度から県や森林組合のOB、森林ボランティア等を対象に研修を行い、市町のサポートを行う「かがわ森林アドバイザー」の育成に努めているところであります。

また、市町において森林整備を進めるうえでは、県や市町相互が連携して、整備を行うことも効果が見込まれることから、県では、まず、森林面積の多い8市町と連携して、新たな森林経営管理制度のモデル地区の設定について検討を行っているほか、先進的な事例について、国等からの情報収集や、各市町との情報共有に努めているところであります。

私といたしましては、森林環境譲与税が恒久的な財源となる中で、県内の森林整備を促進するため、市町の主体的な取組みが一層進むよう、今後とも、県の技術的な支援を充実させるとともに、市町相互の効果的な連携や県の役割について、各市町の御意見を伺いながら、検討してまいりたいと考えております。

質問の第3点は、**国民健康保険の都道府県単位化の評価と今後の制度運営のあり方**についてであります。

昨年度から都道府県が国保の保険者となって、市町と共同で制度を運営することになり、保険証の発行、保険料の決定・賦課徴収、医療の給付、保健事業などは引き続き市町が行いますが、財政運営については、都道府県が責任主体となりました。

現在の国保は、加入者の年齢構成が高く、医療費水準が高いことや、所得水準が低いなど、構造的な課題が指摘されておりますが、今回の制度改正は、国保を都道府県単位化することで安定的な財政運営を確保するとともに、財政支援の拡充により財政基盤を強化し、持続可能な制度とするとされております。

国は、今回の制度改正に際し、2015年度から実施している低所得者対策の1,700億円に加え、財政安定化基金の造成や保険者努力支援制度の創設などで1,700億円、合わせて3,400億円の公費を投入したと謳っておりますが、これらの財政支援で、市町や県民の負担はどの程度軽減されたのか、本当に持続可能な制度となっているのか、しっかり検証する必要があります。

平成29年9月の代表質問でも申し上げましたが、政府は、1984年の法律改正で国保の定率国庫負担を引き下げて以来、国保財政に対する国の責任を後退させ続け、加入者の所得が下がる中でもそれを見直そうとはしませんでした。こうした国の財政責任の縮小により、国保は、財政難、保険料高騰、滞納増という悪循環から抜け出せなくなっているのです。

また、本県における今年度の市町の事業費納付金の算定結果を見ますと、総額285億円余となっており、昨年度の272億円余から約13億円、4.8%もの増加となっております。これを基に市町において保険料を決定することになりますが、この結果をそのまま反映させれば、1人あたりの負担も高まることになるのではないかと思います。

さらに、「骨太の方針2019」では、都道府県単位化を契機として、国保の法定外繰入等の早期解消を促すとともに、都道府県内の保険料水準の統一や収納率の向上など、受益と負担の見える化に取り組む事例を全国展開すべきともされており、その実現に向け、今後ますます地方、特に国保財政を束ねることとなった、県への圧力が高ってくるものと思います。

保険制度の本来的な姿からすると、同じ保険に加入しながら保険料に差があることは、公平性の観点から望ましくないという意見もありますが、実際には、各市町では地理的条件や交通の利便性を含めた医療供給環境にそもそも差が存在する以上、一律の保険料にすることに県民の理解を得るには、まだまだハードルが高いと考えます。

私が言いたいのは、医療提供体制と保険料設定は表裏一体であるということです。

現在でも、県内の地域間の医師の偏在性、医療供給体制に格差があるうえに、2025年には病床の機能分化・連携を進めるため、全国で14万床、香川県で2,158床を削減するとしている地域医療構想を進めていけば、一つの県内で地域間に大きな格差が生まれ、医療保険制度の信頼を揺るがしかねないと考えます。高松市民病院塩江分院のベッドの無床化の方針をみても、国の方針に従っているとしか言えません。

県内の保険料水準の統一を図るならば、現在の地域の医師の偏在性や医療供給体制の格差を縮小することが先決であると考えます。

直ちに、県が国の下請け機関になって、保険料等を統一したり、保健事業等のメニューを画一的にしたり、法定外繰入金由市町の自由裁量に口出ししたりすることは、市町の自主性、自己決定権を奪うものにつながります。

そこで、国民健康保険の都道府県単位化から丸1年が経過しましたが、運営方針や初年度の決算状況を踏まえ、県が財政運営を担うことで保険料や提供するサービスなどの面から市町や県民にとってどのような変化があったのか、また、私が指摘した課題をどのように捉え、県としてどのような姿勢で国保の財政運営を担っていくのか、知事にお伺いいたします。

### (浜田知事答弁)

次は、国民健康保険の運営等についてであります。

国民健康保険につきましては、小規模な市町において、財政運営が不安定になることなどが課題でありましたが、都道府県単位化により、高額な医療費の発生等のリスクが分散されるとともに、仮に、各市町において財源不足が生じた場合でも、県に設置した財政安定化基金の活用により、当該年度における財政への影響が軽減される仕組みとなり、市町における国保財政の安定化が図られていると考えております。

また、都道府県単位化に伴い、毎年約3,400億円の財政支援が行われることから、保険料負担の軽減や、その伸びの抑制が期待されていたところであり、昨年度の実績でみると県平均の1人当たり保険料調定額は、29年度より945円減少しており、被保険者である県民の皆様にとりましても、効果があったと考えております。

次に、国民健康保険の運営に関する議員御指摘の課題のうち、保険料水準の統一につきましては、本県の現状では、各市町の1人当たり医療費で最大1.34倍、収納率で最大8ポイントの差があるほか、市町が実施する保健事業などにも差があることから、直ちに保険料水準を統一することは、医療費水準の高い市町の納付金を、医療費水準の低い市町が負担することとなり、市町や県民の皆様にとって公平な負担とならないと考えられ、医療費水準等の市町間格差が縮小した時点で、保険料水準の統一について検討したいと考えております。

また、保健事業につきましては、県内各市町では、地域の実情に応じて、特定健診の公民館やバスでの集団実施、人間ドック受診への助成、生活習慣病予防教室の開催など、それぞれ工夫して実施されているところであり、今後も、こうした取組みは重要なものであると考えております。

さらに、市町の一般会計からの繰入れのうち、決算補てん等を目的とする繰入れにつきましては、本来、解消又は削減すべき対象であると認識しており、国からも、いわゆる「骨太の方針2019」等において、その早期解消が促されており、該当する県内の市町においては、これまでに、その解消に向けて、保険料水準が急激に変化しないよう計画が作成され、取組みが進められているところであります。

私といたしましては、これらの課題等への対応にあたり、市町国保広域化等連携会議や、全市町を対象とする個別ヒアリングを活用し、他県における先進・優良事例の情報共有を図るとともに、各市町と幅広く意見交換を行いながら、国民健康保険の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効果的な事業運営に努めてまいります。

質問の第4点は、**県立病院の経営**についてであります。

県立病院を取り巻く状況は、収入面では、国の医療費抑制政策による診療報酬の引き下げ改定、費用面では消費税アップによるコストの大幅な増加により、大変厳しい状況になっています。

先の新聞報道で、国立大学病院42か所で高度な医療機器やベッドなどの購入時に支払った消費税を診療費に十分に転嫁できず、平成26～30年の5年間で969億円を病院側が負担しているという報道がなされました。

そこで、本県の病院事業会計において平成26年度に消費税率が8%となつて以降30年度決算までの間、診療報酬で補填されなかった額はどの程度であったのか、また、税率10%に引上げ後の影響額はどの程度と見込んでおり、病院経営上、どのように対応するおつもりか、病院事業管理者にお尋ねします。

また、来年度から導入される会計年度任用職員の人件費の新たな負担が全国の自治体で問題となっておりますが、影響額と対応をあわせてお答えください。

次に知事には県立病院への支援についてお聞きします。

私はこれまで、県立病院は他の医療機関では行うことが難しく、経済性にそぐわない救急医療や災害医療、感染症医療や保健衛生、へき地医療や高度・先進医療など、様々な政策的な役割も担っていることから、知事にも県立病院開設者として、必要な支援を積極的にしていただきたいと申し上げてまいりました。

そして、中央病院や白鳥病院の恒常的な医師・看護職員不足やただ今申しました今後の消費税引上げや会計年度任用職員などの新たな財政負担などを勘案しますと、県立3病院がそれぞれ、県民医療最後の砦、県の精神医療の基幹病院、特色ある地域の中核病院としての役割を果たしていくためには、とりわけ、医師・看護職員の育成・確保と一般会計繰出しにより安定的な病院経営が確保されることが不可欠であります。そこで、現下の県立病院の経営状況を踏まえ、これらの点について知事はどのような支援をしていくおつもりか、お聞かせください。

### (大田病院事業管理者)

リベラル香川代表 三野議員の県立病院の経営についての御質問にお答えいたします。

まず、県立病院事業会計において、消費税率が8%となった平成26年度から30年度までの5年間で、診療報酬で補填されなかった額は、厚生労働省が平成30年7月に公表した、引き上げ税率3%部分の補填率で計算すると、約4億円となります。

また、税率10%に引き上げ後の影響額は、今年10月の診療報酬改定で手当てされることになっているものの、実際にどこまで手当されるか見通せない状況ではありますが、県立病院事業会計全体の控除対象外消費税は、平成30年度が約7億8千万円で、これを

10%で計算した場合、約9億8千万円となり約2億円増えることから、十分手当されなければ、病院経営をより一層圧迫するものと考えております。

次に、会計年度任用職員制度導入の影響額は、約2億6千万円と試算しており、県立病院を運営する上で重要な担い手となっている非常勤職員等の適正な任用・勤務条件を確保できる一方で、経営改善に向けては、大きな負担になると考えております。

こうしたことから、本年7月には、全国自治体病院協議会を通じて国等に対し、消費税引き上げに伴う負担の十分な補填を始めとした、公立病院に対する制度的・財政的支援等の要望を行うとともに、これまでも、全国的な共同購入組織への参加や後発医薬品への切替えによる材料費の削減など費用の適正化に加え、診療報酬上の施設基準の取得による収益の確保に取り組んできたところであります。

今後、より厳しい経営環境となることが見込まれることから、病院局といたしましては、引き続き、より一層の収益確保や費用の適正化に取り組むとともに、知事部局と緊密に連携しながら県立病院の経営を持続的・安定的なものとし、「最適・最善・最新の医療」を県民の皆様に提供し、県民医療の充実・向上に努めてまいりたいと考えております。

### (浜田知事答弁)

次は、県立病院の経営についてであります。

議員御指摘のとおり、救急医療やへき地医療、高度・先進医療など様々な政策的役割を担う県立病院が、その役割を果たしていくためには、医療を支える優秀な医師・看護師の育成・確保や安定的な病院経営の確保が不可欠であります。

このため、医師・看護師の育成・確保については、これまで、医師育成キャリア支援プログラムの運営による若手医師の県内定着や、香川大学医学部への寄附講座設置による丸亀病院への医師派遣のほか、医学生や看護学生への修学資金の貸付け、保健医療大学卒業生の県内就職促進などを通じ、県立病院をはじめとする県内医療機関に対して支援してきたところであり、引き続き、医師・看護師の育成・確保につながる実効性のある取組みを進めてまいりたいと考えております。

また、一般会計からの繰出しについては、これまでも、保健衛生や救急医療、高度・特殊医療、小児・精神医療に要する経費等、病院経営による収益を充てることが困難なものなどについて、地方公営企業法や国の繰出基準、地方財政措置の状況等に照らして、県立病院としての役割が果たせるよう対応してきたところであります。

私といたしましては、今後とも、県民の皆様の安全・安心の確保に大きな役割を担っている県立病院の安定的な経営が図れるよう、その経営状況を踏まえつつ、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。



質問の第5点は、**バス運転手の不足と持続可能な地域公共交通**についてであります。

人口減少の進展に伴い、地方では地域公共交通の利用者が減少し、その持続可能性が大きな課題となっております。バスや鉄道などそれぞれの業界にいえることではありますが、交通事業者のみの力では維持が困難となる路線も出てきています。

特に、バスについては、運転手不足による影響が深刻です。高知県のとさでん交通では、運転手不足の深刻化などにより、高知市内を走る路線バスのうち19系統で、土日祝日ダイヤ計49便を昨年4月から減便、福岡県の西日本鉄道では、昨年3月に福岡市中心部の循環バスの一部ルートを取りやめや複数の路線で最終便の繰り上げ等を実施、京都市の京阪バスは、市から受託している路線バスの運行について今年度末に撤退する方針とのことです。

バス運転手の確保は事業者の努力だけでは限界があります。もちろん働き方や待遇の改善の必要もありますが、急速に人口減少が進み、あらゆる産業の人材不足が顕在化している中、バス業界についても早急に手を打たなければ、運転手不足による労働条件の悪化がさらなる運転手の離職を招き、ついには人手不足による倒産、そしてダイヤの縮小・廃止を招くといった悪循環に陥ってしまいます。バス運転手の確保は、看護師・保育士不足と同じく社会問題化しており、行政の大胆な支援が必要な時期に来ているのではないかと考えます。

国土交通省の交通政策白書などでバス事業者の就業構造をみますと、平成27年度のバス業界の運転者・整備要員数は約13万人、そのうち女性比率はわずか1.7%であり、これは全産業平均の43.8%を大きく下回っております。同様に、全産業の平均年齢が42.5歳であるのに対し、バス業界は7歳以上高い49.8歳、しかも、60歳以上の割合は16.4%で6人に1人が高齢世代に当たります。また、大型二種の免許保有者は、40歳未満の比率が10%未満であるのに対し、60歳代の比率が一番多く、この方々がリタイアすると、運転手の確保が一層困難になります。また、自動車運転者の有効求人倍率は2.72と、全産業の平均と比べ、約2倍も高くなっております。

他方、月平均労働時間は全産業が178時間に対し、同業界は月210時間、年間所得額は全産業平均の491万円に対し、同業界は457万円、さらに、入社4年で半数近くが離職といったショッキングな統計データもあり、バス業界は大変厳しい就業環境であるということがうかがえます。

そして、県内を代表するあるバス事業者の状況を見てみますと、従業員153名のうち、正社員54名、契約社員（1年間の有期雇用）が99名、正社員率は35.3%です。

また、153名のうち、50歳以上が71.8%を占めており、正社員の基本給は194,444円とかなり安い状況で、全国と比較しても、さらに厳しい実態が浮き彫りになっています。

一方で、今後は自ら車を運転することができない高齢者の増加が見込まれます。最近、高齢者が運転する自動車事故のニュースを頻繁に目にするようになりましたが、こうしたニュースや家族の勧めもあり、運転免許証を自主返納する高齢者が平成29年は全国で40万件を超え、年々増加しております。本県でも浜田知事をはじめ、県を挙げて運転免許証の自主返納を促進しておりますが、問題は返納した後です。都市部は様々な交通ネットワークがあり、不便は少ないのかもしれませんが、過疎地域は違います。車社会となっている今、問題は車を運転できなくなった後の高齢者の足であります。免許返納を促すのであれば、その後、安心して生活を営むための公共交通ネットワークの仕組みを作らなければなりません。

また、県でこれまで交通政策といえば、高松空港の活性化や四国の新幹線の導入に積極的に取り組まれてきたように思います。私は、例えば、四国の新幹線にしても、導入の裏で在来並行線が本当に継続できるのか、あるいは廃線になってバスで代替するとなればこのような運転手不足

の状況で路線が維持できるのか、そもそも、国内外の広域交通網から県域、そして各地域を結ぶ公共交通はどうあるべきかといった大きな視点を持って検討していく必要があると考えます。この点、バス運転手不足から生じる公共交通の課題は、看過できない重要な視点であると考えます。

さて、バス業界でも近年の深刻な人手不足を受けて新たな取組みが進んでいます。大型二種免許未取得者を採用し、場合によっては内定を出した時点で会社が費用を負担し、免許を取得させる養成制度は、ここ数年で相当な数の事業者に広がっています。

中途採用のほか、高校や大学の新卒者も対象とする事業者も増えています。高卒の場合、大型二種免許がとれるまで約3年が必要ですが、それまで営業所や整備工場の業務を補佐するので、営業や接客、車両技術などに相当な知識を得ることができます。

行政でも、愛媛県は早くから公共交通の人材確保支援に取り組んでおり、今年度も運転手の成り手不足に対応するため、移住フェアの機会を活用し、就職希望者と運輸事業者とのマッチングを支援するほか、事業者の採用担当者向け研修会の開催や現地説明会の回数を増やすなど、人材確保を後押ししています。また、バス協会に働き掛け、就職した人が免許を取得する際に出す助成金を引き上げるそうです。岐阜県白川町では、コミュニティバスの委託会社が現れず、行政自らが運転手を養成しているようです。

もちろん事業者の自助努力も必要ですし、また、地域公共交通には市町が果たす役割もありますが、いずれにしても、バス運転手の確保については、建設や医療・介護など、他の産業分野と同様、今や人口減少下で取り組む県全体の課題と捉えるべきと考えます。

そこで、バス運転手の不足の現状に対する認識と、県として、バス業界への就職促進や、バス事業者に対する運転手の確保・人材育成に対する支援など、バス運転手の確保対策にどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いします。

### (浜田知事答弁)

次は、バス運転手の確保についてであります。

バスは、通勤・通学等の日常生活を支える公共交通機関であるとともに、観光輸送の役割を担っているなど、県が目指している、鉄道を中心に、県全体で利便性と結節性に優れた公共交通ネットワークを形成するうえで、運転手の確保は重要であると考えております。

本年3月に、県が行った県バス協会との意見交換や、本年7月に実施した主要なバス会社からの聴取り調査では、運転手不足から貸切バスの業務を受けられないこともあるという状況や、運転手の高齢化などの課題があるとお聞きしており、人口減少、高齢化による担い手不足、近年の外国人観光客の増加によるバス需要の拡大等により、バス運転手の確保が困難になっているものと認識しております。

運転手の確保が難しい原因としては、路線バスは、早朝、夜間勤務があり、貸切バスは休日が多くなりやすいという労働環境である一方、全職業平均と比較して年間所得額が低い状況や、バスの多くはマニュアル車で若者が馴染みにくいことなどが挙げられており、バス会社としては、短時間勤務による採用や、オートマチック仕様のバス導入、二種免許取得費助成の実施などの対策を進めていると伺っております。

県では、これまで、四国各県や関係団体等と連携して「四国まるごと公共交通利用促進キャンペーン」を開催し、バス運転手への就職を促すためのパンフレットを配布したほか、バスの乗車体験などのイベントを通して、普及啓発や利用促進とあわせて、将来の職業選択にバスの運転手を含めていただけるよう努めてまいりました。

また、先月、サンメッセ香川で開催された、学生や転職希望者などを対象とした就職面接会の会場でも同パンフレットによる啓発を行ったところであります。

今後は、バス運転手の確保に向けて、他県の取組事例も参考としつつ、県バス協会やバス会社とも意見交換を行いながら、県の就職支援サイト「jobナビかがわ」に、まだ求人情報の登録ができていないバス会社に対する登録の呼びかけや、原因となっているバス運転手の労働環境の改善に向けた働きかけ、若者層や女性をターゲットとした一層のPRなど、県としての具体的な取組みを検討してまいりたいと考えております。

私といたしましては、地域公共交通を面的に支えるバス路線の確保・維持に向けて、県バス協会やバス会社等と緊密な連携のもと、バス運転手の確保に資するよう努めてまいります。

質問の第6点は、**通学路等の点検結果を踏まえた今後の対応と交通安全施策に関する総合調整機能の確立**についてであります。

平成24年、京都府亀岡市や千葉県館山市で集団登校中の小学生らに乗用車が突っ込み大勢の子どもが死傷した事故を受け、全国で通学路の安全対策が進められてきました。しかし今年5月、滋賀県大津市の交差点で車同士が衝突して保育園児ら16人が巻き添えとなった事故は、歩行者の安全確保に取り組む関係者に、交差点や通学路、未就学児が通園や散歩に使う道路の安全対策について更なる強化の必要性を認識させることになりました。

政府も6月に開いた関係閣僚会議において、子どもが集団で移動する経路の緊急安全点検を今月までに終えて危険箇所を抽出し、その結果を踏まえて歩道の拡充や防護柵の設置などを早急に進めることを申し合わせており、来年度概算要求では警察庁や国交省が関連予算を要求しています。

本県においても大津の事故を受け、土木部や警察が県内約800か所の交差点の独自緊急点検や閣僚会議で決まった緊急安全点検を実施したと伺っております。そこでまず、本県において児童生徒や保育園児が通園通学や集団行動中に交通事故にあった件数はどの程度あるのか、そして、この度の点検結果の概要と今後どのような対策を取られようとしているのか、知事及び警察本部長にお尋ねします。

次に、交通安全施策に関する総合調整機能の確立について、知事と警察本部長にお尋ねしたいと思っております。

私は平成24年6月議会で、同年の組織改正において危機管理総局内に設置されたくらし安全安心課の役割について代表質問し、「県民生活の安全・安心にかかわる業務を一括りにして窓口を一本化した点では評価できるが、それが普及啓発の一本化に終わるのでは意味がない。関係部局と連携しながら相談、助言・あっせん、指導・規制、取締りに上手く繋がっていくようにしてもらいたい」と申し上げました。これに対し、知事からは「同課は、県民の安全・安心な暮らしを実現するため設置したものであり、その役割は交通事故など県民の安全・安心な暮らしのための相談の総合窓口として、県民の安全と安心を確保するための対応を迅速かつ適切に行うことである。このため、関



係部局との連携が必要であり、知事部局内はもとより教委や警察との総合調整を図っている。これまで以上に関係部局と緊密に連携して、普及啓発から取締りに至るまで安全・安心な暮らしの実現に向けた取組みを積極的かつきめ細かに推進したい」と答弁いただいております。

このような答弁がある一方で、私が常々感じますのは、県が推進している「交通死亡事故抑止総合対策」は「総合対策」と銘打っているものの、関係部局相互の連携が十分でないため、それぞれの部局の責任の所在が不明確となっている、また、全体を統括して課題を解決したり進行管理する点が弱いのではないかと、という点であります。

例えば、住民や保育所の先生から警察に事故危険箇所への横断歩道の設置を相談したところ、設置は困難であることが分かり、警察からは「警察の役割は規制と取締りだ。ほかの方法は道路管理者などに相談して欲しい」と言われ、道路管理者からも確たる答えをもらえないまま長らく店ざらしとなっている事例も承知しており、いまだ縦割りの対応がなされることが多いわけでありませ

警察の法定規制が困難なら、次善の対策として、県や市町の道路管理者としての法定外表示などの注意喚起対策を考えるなど、次の打つ手が必要と考えます。

また、対策を講じる必要性がないとか色々な条件で困難な場合には、その理由を県民に説明して、理解してもらうことが必要と考えますが、その総合調整ができていないように思われます。

交通事故死者数や自転車事故数の全国ワースト上位から脱却し、県民の安全・安心な暮らしを実現しようとするのであれば、縦割り行政に陥ることなく、全体的な視点に立って課題を解決できるよう各部局を調整する、問題への対応が迅速適切に行われているか進行管理するといったことをしていく所が必要なのだと思います。それをくらし安全安心課に任せるのか、それ以外の方法でやるのかは色々あると思いますが、知事及び警察本部長のお考えをお伺いしまして、リベラル香川を代表しての質問を終わります。

### (浜田知事答弁)

最後は、通学路等の点検結果を踏まえた今後の対応と交通安全施策に関する総合調整機能の確立についてであります。

県では、大津市での事故を踏まえ、独自に、県管理道路のうち主要な交差点約800か所について、待ちスペースの有無や縁石、防護柵の設置状況等の緊急点検を実施しました。

このうち、緊急度の高い小学校周辺500メートル以内の約200か所の交差点について、優先して、交通量や交差点の利用状況、用地取得の必要性等を踏まえた分析を行っているところです。

また、園児らが日常的に集団で移動する経路については、本年6月18日付けの内閣府等からの通知を受け、保育施設等の関係者において、危険箇所の抽出を行い、県警察や保育施設等の関係者と道路管理者である県、市町が連携し、これまでに約200か所において、合同点検を実施したところであり、今月末までにすべての点検を終える予定です。

今後は、これらの点検結果を踏まえ、県警察や関係団体等と連携しながら、抜本的な交通安全対策である交差点改良等や、即効性の高い防護柵の設置や路肩のカラー舗装化等、効果的な交通安全対策を検討し、安全安心な道づくりに取り組んでまいります。

次に、交通安全施策に関する総合調整機能の確立についてであります。

交通事故を防止するためには、広報啓発や交通安全教育、交通安全施設の整備、交通指導取締りなど、総合的な対策が必要となることから、私が会長を務める「香川県交通安全県民会議」において、暮らし安全安心課が事務局となり、県警察や教育委員会、庁内の関係部局のほか、国、市町、関係団体等と調整を行い、対策の重点推進事項の決定や交通安全運動、交通死亡事故多発時における緊急対策を行うなど、総合的な施策を推進しているところです。

また、交通安全施設の設置につきましては、関係者が公安委員会や道路管理者、市町など多岐にわたることから、暮らし安全安心課が窓口になり、春と秋の年2回、市町からの要望を受け付けるとともに、関係者が一堂に会して現地診断を行い、それぞれの関係者が必要な対策を行うなど、総合的な調整を行っているところであります。議員の御指摘も踏まえ、今後より地域の実情に応じた対応が可能となるよう努めてまいります。

私といたしましては、悲惨な交通死亡事故を1件でも減らすため、私が先頭に立って、県警察をはじめ関係機関との緊密な連携を図り、総合的な対策を迅速かつ適切に推進して参りたいと考えております。

### **(警察本部長答弁)**

リベラル香川代表三野議員の通学路等の点検結果を踏まえた今後の対応と交通安全施策に関する総合調整機能の確立についての御質問にお答えいたします。

まず、本県において、平成26年から30年までの5年間に発生した小学生以下の児童等が関係する交通事故615件のうち、通学・通園で歩行中のものは130件で、その安全対策は重要な課題であることから、県警察では、平成9年から毎年、道路管理者、地域住民、学校関係者等が参加した道路環境の点検を実施しております。

未就学児等の安全対策につきましては、内閣府等関係省庁から緊急安全点検を9月末までに行うことが示され、県警察では、緊急安全点検事業の実施主体である幼稚園・保育所等からの要請を受け、これまでに県下約200箇所において、点検箇所を所轄する道路管理者や保護者等と協働で、子供の目線に立った点検を実施しております。

今後、検討される安全対策のうち、交通規制等の公安委員会にかかる事業については、緊急性の有無を判断のうえ、適切に対応することとしております。

次に交通安全施策の総合調整についてであります。例えば、交通規制等は、道路における安全と円滑を目的とするものですが、その内容によっては、地域住民や通行車両に不便・不利益が生じたり、道路構造の改善等、道路管理者の対応が必要となる場合が認められます。

本県では、安全施設整備にかかる県民の意見・要望を反映させるために、「交通事故多発地点等の総合診断」という形で、県暮らし安全安心課が事務局となって、県警察、道路管理者、市町等が連携した交通安全施設の整備等を進めております。県警察では、整備に際し自治会の会合に警察官を派遣するなど、より詳細で丁寧な説明に努めております。

県警察といたしましては、引き続き関係機関と緊密に連携して、交通事故の起きにくい交通環境の整備を推進してまいります。